学位研究 第15号 平成13年11月 (研究ノート・資料) [大学評価・学位授与機構 研究紀要]

省庁大学校の法令上の位置付けと 大学評価・学位授与機構による学位の授与

The Clauses of Law Concerned with Educational Institutions
Named "Daigakko" in Japanese and Degree-Awarding
by NIAD to each Daigakko

六車 正章 MUGURUMA Masaaki

1	はじめに
2	省庁大学校の推移97
3	省庁大学校の法令上の位置付け 99 (1) 省庁所管の大学校 99 (2) 独立行政法人に移行した大学校 102
4	省庁大学校修了者への学位の授与 104 (1) 機構の学位授与事業と省庁大学校 104 (2) 機構が認定している省庁大学校の課程 104 (3) 学位の授与者数 107
5	おわりに
AB	STRACT110

省庁大学校の法令上の位置付けと 大学評価・学位授与機構による学位の授与

六車 正章*

1 はじめに

我が国の学校教育制度においては、学校教育法体系により、大学が高等教育機関として位置付けられているが、学校教育法体系以外で、大学・大学院と同等の水準の教育研究を組織的・体系的に行っている課程を有する教育施設として、各省庁が所管する大学校がある。

一方、大学評価・学位授与機構は、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展を図るという観点から、平成3年7月に学位授与機構として創設され(平成12年4月に現名称に改組。以下、「機構」と表記する。)、高等教育段階の様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うという事業を担ってきた。この学位授与の事業には、短期大学・高等専門学校卒業者等で大学等において更に一定の学修を行ったものに対する学士の学位の授与と、省庁大学校に置かれる大学・大学院相当課程の修了者に対する学士・修士・博士の学位の授与という2つの類型がある。

本稿は、各省庁が所管する教育訓練施設等のうち大学校と称されているものの法令上の位置付けについて、中央省庁の再編成及び独立行政法人への移行との関係で整理するとともに、それらの大学校のうちで、機構による学位授与事業の対象となっているものの概要について解説したものである。

2 省庁大学校の推移

各省庁が所管する大学校を始めとする「官公庁所管学校」の設置形態・目的・教育内容等の 実態については、既に平成5年に、市川昭午編『大学校の研究』において、学校教育との比較 や生涯教育体系への位置付けなどの観点から取り纏められているところである。

同書 (p.15) によれば、平成元年度における国の大学校は、防衛大学校、防衛医科大学校、 税務大学校、社会保険大学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、航空大学校、航空保 安大学校、海上保安大学校、気象大学校、建設大学校、自治大学校、消防大学校、郵政大学校、 警察大学校、職業能力開発大学校及び中小企業大学校の18校(『大学校の研究』では、中小企 業大学校を8校と数えて、合計25校としているが、本稿では便宜上1校と数えた。)であった。

しかし、その後の動向、とりわけ本年1月の省庁再編から4月の独立行政法人制度の導入に 至る中央省庁等改革の動きは、これらの大学校にも種々の変容をもたらすに至っている。これ

^{*} 大学評価·学位授与機構 学位審査研究部 教授

らの大学校について、現在に至る法令上の位置付けの推移をまず示したのが、表1である。

平成元年度と平成13年1月6日付けの中央省庁再編前との比較では、『大学校の研究』で記述されている職業能力開発大学校が平成11年度に職業能力開発総合大学校と改称されるとともに、全国各ブロック内の職業能力開発短期大学校を統合した職業能力開発大学校が新たに設置されている。また、中小企業大学校が8校から9校に増加している。

中央省庁再編に伴っては,所管省庁名の改称が行われるほか,大学校についても,旧建設省 所管の建設大学校が,旧運輸省所管の運輸研修所と統合されて国土交通省所管の国土交通大学 校に改称されている。また,厚生労働省所管の国立看護大学校が新設されている。

さらに、平成13年4月1日には、農林水産省所管の農業者大学校、国土交通省所管の海技大学校及び航空大学校並びに水産庁所管の水産大学校の4校が、独立行政法人へ移行している。

以上の経緯により、現在の大学校は、警察大学校、防衛大学校、防衛医科大学校、税務大学校、社会保険大学校、中小企業大学校、航空保安大学校、海上保安大学校、気象大学校、郵政大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、国土交通大学校、自治大学校、消防大学校、国立看護大学校、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人水産大学校、独立行政法人海技大学校及び独立行政法人航空大学校の20校(中小企業大学校(9校)と職業能力開発大学校(10校)は、それぞれ1校と数えた。)となっている。

表 1 省庁大学校の法令上の位置付けの推移

名 称	中央省庁再編前の所管省庁等	中央省庁再編に伴う所管 省庁名の改称等	独立行政法人への移行
警察大学校	警察庁 [総理府の外局である 国家公安委員会が管理]	[総理府→内閣府]	
防衛大学校	防衛庁〔総理府の外局〕	〔総理府→内閣府〕	
防衛医科大学校	防衛庁 [総理府の外局]	〔総理府→内閣府〕	
税務大学校	国税庁 [大蔵省の外局]	〔大蔵省→財務省〕	
社会保険大学校	社会保険庁〔厚生省の外局〕	〔厚生省→厚生労働省〕	
農業者大学校	農林水産省		独立行政法人農業者大学校
水産大学校	水産庁〔農林水産省の外局〕		独立行政法人水産大学校
中小企業大学校(現在9校)	中小企業庁〔通商産業省の外局〕	〔通商産業省→経済産業省〕	
海技大学校	運輸省	〔運輸省→国土交通省〕	独立行政法人海技大学校
航空大学校	運輸省	〔運輸省→国土交通省〕	独立行政法人航空大学校
航空保安大学校	運輸省	〔運輸省→国土交通省〕	
海上保安大学校	海上保安庁〔運輸省の外局〕	〔運輸省→国土交通省〕	

気 象 大 学 校	気象庁 [運輸省の外局]	〔運輸省→国土交通省〕	
郵政大学校	郵政省	郵政省→郵政事業庁 (総務省の外局)	
職業能力開発総合 大学校	雇用・能力開発機構 [労働省 所管の特殊法人]	〔労働省→厚生労働省〕	
職業能力開発大学校 (現在10校)	雇用・能力開発機構〔労働省 所管の特殊法人〕	〔労働省→厚生労働省〕	
建設大学校	建設省	建設省→国土交通省 【国土交通大学校に改称】	
自治大学校	自治省	自治省→総務省	
消防大学校	消防庁〔自治省の外局〕	[自治省→総務省]	
国立看護大学校		厚生労働省【新設】	

3 省庁大学校の法令上の位置付け

(1) 省庁所管の大学校

次に、省庁所管の大学校の法令上の位置付けの現状を一覧で示したのが、表2である。

(2)で後述する独立行政法人に移行した4校を除く16校のうち,各省庁の「施設等機関で 文教研修施設」とされているものが防衛大学校,防衛医科大学校,自治大学校,郵政大学校, 税務大学校,社会保険大学校,国土交通大学校,航空保安大学校,気象大学校,海上保安大学 校の10校であり,最も多い。警察大学校と消防大学校は,それぞれ「附属機関で教育訓練施設」, 「施設等機関で教育訓練機関」とされている。国立看護大学校は,「『施設等機関で文教研修施設』 である国立国際医療センターに置かれる職員の養成・研修施設」という位置付けである。

また,職業能力開発総合大学校と職業能力開発大学校の2校は,国(厚生労働省)が設置し特殊法人(雇用・能力開発機構)が管理する「公共職業能力開発施設」,中小企業大学校は,特殊法人(経済産業省所管の中小企業総合事業団)が設置・運営する研修実施機関とされている。

名 称	設置形態 〈該当規定〉	施設の種類 〈該当規定〉	設 置 目 的 〈該当規定〉	所 在 地 (該当規定)
警察大学校	警察庁の附属機関 〈警察法第27条第 1項〉	教育訓練施設 〈警察教養規則 第4条第1項〉	警察職員に対し、上級の幹部として 必要な教育訓練を行い、警察に関す る学術の研修をつかさどる 〈警察法第27条第2項〉	東京都府中市 〈警察法施行規 則第2条〉
防衛大学校	防衛庁の施設等機関 〈防衛庁設置法第 17条第1項〉	文教研修施設 〈防衛庁設置法 第5条第31号〉	幹部自衛官となるべき者を教育訓練 する機関 〈防衛庁設置法第17条第2項〉	神奈川県〔横須 賀市〕 〈防衛大学校、 防衛医科大学校, 防衛研究所,技

表 2 省庁所管大学校の法令上の位置付け

				術研究本部及び 契約本部組織規 則第1条〉
防衛医科大学校	防衛庁の施設等機関 〈防衛庁設置法第 18条第1項〉	文教研修施設 〈防衛庁設置法 第5条第31号〉	医師である幹部自衛官となるべき者 を教育訓練する機関 〈防衛庁設置法第18条第2項〉	埼玉県 [所沢市] 〈防衛大学校、 防衛医科大校、 防衛研究所,技 術研本部及び契 本部組織規第16 条の6〉
自治大学校	総務省の施設等機関 〈総務省組織令第 126条〉	文教研修施設 《総務省設置法 第4条第96号, 同組織令第132 条》	①地方公務員でその任命権者の推薦 に係るものに対する高度の研修を 行うこと ②地方公共団体に対し、地方公務員 法第39条に規定する研修の内容 及び方法に関する技術的助言を行 うこと ③地方自治に関する調査及び研究を 行うこと ④地方自治に関する資料の収集及び 編集を行うこと ⑤地方公共団体の行政に密接な関係 がある職務に従事する国家公務員 に対し、その任命権者の依頼を受 けて研修を行うこと (総務省組織令第127条第1項)	東京都〔港区〕 〈自治大学校組 織規程第1条〉
郵政大学校	郵政事業庁の施設 等機関 〈郵政事業庁組織 令第10条,同組織 規則第48条,別表 第3〉	文教研修施設 〈郵政事業庁設 置法第4条第3 号,同組織令第 12条第3項〉	郵政事業の実施に関する訓練を行う ことをつかさどる 〈郵政事業庁組織令第12条第1項〉	東京都〔国立市〕 〈郵政事業庁 組織規則第48条, 別表第3〉
消防大学校	消防庁の施設等機関 〈総務省組織令第 151条〉	教育訓練機関 〈消防組織法第 5条〉	①国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行うこと②消防学校並びに消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助を行うこと 〈総務省組織令第153条第1項〉	東京都〔三鷹市〕 〈消防大学校組 織規則第1条〉
税務大学校	国税庁の施設等機関 〈財務省組織令第 95条第1項〉	文教研修施設 《財務省設置法 第20条第3号, 同組織令第95条 第5項》	①財務省の職員に対して、国税庁の 所掌事務に従事するため必要な研 修を行うこと ②税務に関する学術的な調査及び研 究を行うこと ③税務に関する一般的な資料及び情 報の収集整理及び提供を行うこと ④税務に関する国際協力を行うこと (財務省組織令第95条第2項)	東京都〔和光市〕 〈財務省組織規 則第425条〉

国立看護大学校	厚生労働省の施設 等機関に置かれる 施設 〈厚生労働省組織 令第150条,同組 織規則第399条〉	文教研修施設に 置かれる施設 〈厚生労働省設 置法第4条第1 項第110号,同 組織令第150条, 第151条,同組 歳規則第399条〉	国立高度医療センターの職員の養成 及びその研修を目的として看護に関 する学理及び技術の教授及び研究並 びに研修を行うことをつかさどる 〈厚生労働省組織規則第455条〉	清瀬市 〈厚生労働省組 織規則第454条〉
社会保険大学校	社会保険庁の施設 等機関 〈厚生労働省組織 令第162条〉	文教研修施設 〈厚生労働省設 置法第4条第1 項第110号,同 組織令第163条 第3項〉	社会保険の事務に従事する者の研修 を行うことをつかさどる 〈厚生労働省組織令第163条第1項	千葉県〔印旛郡〕 〈厚生労働省組 織規則第809条〉
職業能力開発総合大学校	雇用・能力開発機構(厚生労働省所管の特殊法人)が管理 (職業能力開発促進法第27条第3項,雇用・能力開発機構法第19条第1項第7号)	公共職業能力開 発施設 〈職業能力開発 促進法第27条第 5項〉	公共職業訓練及び認定職業訓練(「準則訓練」)において訓練を担当する者(「職業訓練指導員」)になろうとする者又は職業訓練指導員に対し、必要な技能及びこれに関する知識を付与することによって、職力の向上に資するための訓練、職業訓練のうち準則訓練の実施の円滑化に資するものとして厚生労働省令で定めるもの並びに職業能力の開発及び向上に関する調査及び研究を総合的に行う 〈職業能力開発促進法第27条第1項〉	神奈川県 〔相模原市〕 〈雇用促進事業 団一般業務方法 書第5条第1項〉
職業能力開発 大学校	雇用・能力開発機 構(厚生労働省所 管の特殊法人)が 管理 (職業能力開発促 進法第16条第1 項,雇用・能力開 発機構法第19条 第1項第7号〉	公共職業能力開 発施設 〈職業能力開発 促進法第16条 第1項〉	高度職業訓練で前号(職業能力開発 促進法第15条の6第1項第2号) に規定する長期間及び短期間の訓練 課程のもの並びに高度職業訓練で専 門的かつ応用的な職業能力を開発 し,及び向上させるためのものとし て厚生労働省令で定める長期間の訓 練課程のものを行うための施設 〈職業能力開発促進法第15条の6 第1項第3号〉	全国に10校 (北海道,東北, 関東,北陸, 東海,近と、 東海,四国, 九州,沖縄] 〈雇用促進事業 団一般業務方法 書第5条第2項〉
中小企業大学校 ※	中小企業総合事業 団 (経済産業省所 管の特殊法人) が 設置・運営	研修実施機関	中小企業者等のための研修,新規創業者のための研修,中小企業支援協力者のための研修,中小企業支援担当者のための研修(東京校のみ),中小企業診断士を養成する研修(東京校のみ)を実施	全国に9校 〔旭川校,仙台校,三条校,東京校,瀬戸校, 関西校,広島校, 直方校,人吉校]
国土交通大学校	国土交通省の施設 等機関 〈国土交通省組織 令第191条〉	文教研修施設 〈国土交通省設 置法第4条第 126号,同組織 令第205条〉	国土交通省の職員その他の者に対 し、国土交通省の所掌事務に関する 研修を行うことをつかさどる 〈国土交通省組織令第199条第1項〉	東京都〔小平市〕 〈国土交通大学 校組織規則第1 条〉

航空保安大学校	国土交通省の施設 等機関 〈国土交通省組織 令第191条 〉	文教研修施設 〈国土交通省設 置法第4条第 126号,同組織 令第205条〉	航空保安業務に従事する職員に対し、 その業務を行うのに必要な研修を行 うことをつかさどる 〈国土交通省組織令第204条第1項〉	東京都〔大田区〕 〈航空保安大学 校組織規則第1 条〉
気象大学校	気象庁の施設等機関 〈国土交通省組織 令第234条〉	文教研修施設 〈国土交通省設 置法第4条第 126号,同組織 令第239条第3 項〉	気象庁の職員に対し、気象業務に従事するため必要な教育及び訓練を行うことをつかさどる (国土交通省組織令第239条第1項	柏市 〈気象庁組織規 則第24条の2〉
海上保安大学校	海上保安庁の施設 等機関 〈国土交通省組織 令第254条〉	文教研修施設 〈海上保安庁法 第5条第25号, 国土交通省組織 令第257条〉	海上保安庁の職員に対し、幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練並びに海上保安業務を遂行するに必要な専門的知識又は特殊技能を修得させるための教育訓練を行うことをつかさどる 〈国土交通省組織令第255条〉	呉市 〈海上保安大学 校の名称,位置 及び内部組織に 関する庁令第2 条〉

[備考] ※中小企業大学校については、中小企業総合事業団のホームページ上の記述 (http://inst.jasmec.go.jp/jimukyoku/daigaku.html等)を参照した。

なお,所在地に関連して,自治大学校(東京都港区)は,多極分散型国土形成促進法(昭和63年6月14日法律第83号)に基づき,平成15年春に立川市(立川基地跡地)への移転が決定している。

(2)独立行政法人に移行した大学校

次に,「国の行政組織等の減量,効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)によって,各省庁所管のその他の諸機関とともに,大学校の中では農業者大学校,水産大学校,海技大学校及び航空大学校の4校が「平成13年4月に独立行政法人に移行する」こととされ,独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)及び各独立行政法人の個別法(平成11年12月22日法律第188号,第191号,第212号,第215号)の公布施行により,平成13年4月1日付けで独立行政法人に移行している。

これらの 4 校について,関係法令上の位置付けを一覧表で示したのが,表 3-1 である。いずれも独立行政法人通則法第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人(いわゆる公務員型)とされている。

また、参考までに、これらの大学校の独立行政法人化前の法令上の位置付けを表3-2に示したが、いずれも、各省庁の「施設等機関で文教研修施設」という位置付けであった。

表3-1 独立行政法人個別法による大学校

名 称 〈該当法律〉	目 的 〈該当規定〉	業務の範囲 〈該当規定〉	主たる事務所の所在地 〈該当規定〉	主 務 省 (該当規定)
独立行政法人 農業者大学校 〈独業者大学 人農業者大学 校法第2条〉	青年である農業者に対する近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ること (同左第3条)	①青年である農業者に対し, 近代的な農業経営を担当す るのに必要な学理及び技術 の教授を行うこと ②前号の業務に附帯する業務 を行うこと (同左第10条)	東京都〔多摩市〕 〈同左第5条〉	農林水産省 〈同左第12条〉
独立行政法人 水産大学校 〈独立行政法 人水産大学校 法第2条〉	水産に関する学理及び技 術の教授及び研究を行う ことにより、水産業を担 う人材の育成を図ること 〈同左第3条〉	①水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うこと ②前号の業務に附帯する業務 を行うこと 〈同左第10条〉	山口県〔下関市〕 〈同左第5条〉	農林水産省 〈同左第12条〉
独立行政法人 海技大学校 〈独立行政法 人海技大学校 法第2条〉	船員(船員であった者を であっとする者 であうといい。 を含む。)にる商度のの 連航に関する高度のの 連航に関する教授すること 等により、船員のでなど 等により、の確保に資 向上を図り、の確保に資 ること (同左第3条)	①船員に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能を教授すること ②船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと ③前二号の業務に附帯する業務を行うこと	兵庫県〔芦屋市〕 〈同左第5条〉	国土交通省 〈同左第12条〉
独立行政法人 航空大学校 〈独立行政法 人航空大学校 法第2条〉	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し, 航空機の操縦に従事する者を養成することにより, 安定的な航空輸送の確保を図ること 〈同左第3条〉	①航空機の操縦に関する学科 及び技能を教授し、航空機 の操縦に従事する者を養成 すること ②前号の業務に附帯する業務 を行うこと (同左第10条)	宮崎県〔宮崎市〕 〈同左第5条〉	国土交通省 〈同左第13条〉

表3-2 独立行政法人化以前の法令上の位置付け

名 称	設置形態 〈該当規定〉	施設の種類 〈該当規定〉	設 置 目 的 〈該当規定〉	所 在 地 〈該当規定〉
農業者大学校	農林水産省の施設 等機関 〈農林水産省組織 令第82条〉	文教研修施設 〈農林水産省設置 法第4条第87号, 同組織令第89条第 3項〉	青年である農業者に対し、近代 的な農業経営を担当するのに必 要な学理及び技術の教授を行う ことをつかさざる 〈農林水産省組織令第89条第1項〉	東京都〔多摩市〕 〈農業者大学校組 織規則第1条〉
水産大学校	水産庁の施設等機関 〈農林水産省組織 令第181条〉	文教研修施設 〈農林水産省設 置法第4条第87号, 同組織令第183条 第3項〉	水産に関する学理及び技術の教 授及び研究を行う事務をつかさ どる 〈農林水産省組織令第183条第1項〉	下関市 〈水産大学校組織 規則第1条〉
海技大学校	国土交通省の施設 等機関 〈国土交通省組織 令第191条〉	文教研修施設 〈国土交通省設置 法第4条第126号, 同組織令第205条〉	①船員に対し、船舶の運航に関する高度の学術及び技能を教授すること ②船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと 〈国土交通省組織令第200条第1項〉	芦屋市 〈海技大学校組織 規則第1条〉

航空大学校

国土交通省の施設 等機関

〈国土交通省組織 令第191条〉 文教研修施設 〈国土交通省設 置法第4条第 126号,同組織 令第205条〉 航空機の操縦に関する学科及び 技能を教授し、航空機の操縦に 従事する者を養成することをつ かさどる 〈国土交通省組織令第203条第1項〉 宮崎市 〈航空大学校組織 規則第1条〉

4 省庁大学校修了者への学位の授与

(1)機構の学位授与事業と省庁大学校

平成3年7月に学位授与機構として創設されて以来,機構の中心事業は,学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第3項に規定された学位の授与である。平成12年4月に大学評価・学位授与機構に改組され、大学評価事業が新たな事業として追加された。

機構による学位の授与は、短期大学・高等専門学校の卒業者等で一定の要件を満たしたものに対する学士の学位の授与(学校教育法第68条の2第3項第1号)と、大学以外の高等教育施設(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程であることが必要)において組織的・体系的な教育を受けた者に対する学士、修士及び博士の学位の授与(同項第2号)とに大別されるが、このうちの後者の対象となっている施設が、省庁大学校の該当課程である。

学校教育法第68条の2第3項第2号を受けた学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第2項は、「機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う審査に合格した者に対し」、学士、修士又は博士の学位を授与するものとされている。

これらの規定に基づき、平成3年度以降現在までに機構が認定した大学校の課程を一覧表で示したのが、表4-1(大学の学部に相当する教育を行う課程)、表4-2(大学院の修士課程に相当する教育を行う課程)及び表4-3(大学院の博士課程に相当する教育を行う課程)である。

(2)機構が認定している省庁大学校の課程

大学の学部に相当する教育を行う課程として,現在機構が認定している大学校の課程は,防衛大学校の本科,防衛医科大学校の医学教育部医学科,独立行政法人水産大学校の本科,海上保安大学校の本科,気象大学校の大学部,職業能力開発総合大学校の長期課程,国立看護大学校の看護学部看護学科の7校の7課程で,防衛医科大学校の医学教育部医学科(修業年限6年)の他は、いずれも修業年限4年の課程である。

このうち、機構創設の平成3年度に認定されたのは、防衛大学校本科の人文・社会科学専攻の管理学科と国際関係学科(管理学科は、平成12年度の学科再編成により現行の公共政策学科に改称。)、同理工学専攻の14学科(人文・社会科学専攻と同様、平成12年度の学科再編成によ

り、14学科から現行の11学科に編成換え。),防衛医科大学校の医学教育部医学科,水産大学校の本科(平成8年度に、教養、漁業、機関、製造、増殖の5学科を現行の5学科に改組。),海上保安大学校の本科、気象大学校の大学部、職業能力開発総合大学校(認定時は労働省所管の特殊法人である雇用促進事業団が管理する職業訓練大学校であったが、平成5年度に職業能力開発大学校に改称され、さらに平成11年度に雇用促進事業団を改組した雇用・能力開発機構が管理する現行の職業能力開発総合大学校に改称された。)の長期課程である。なお、水産大学校が平成13年度から独立行政法人に移行していることは、前述(3(2))のとおりである。

また,防衛大学校本科人文・社会科学専攻の人間文化学科は,上述の平成12年度の学科再編成により新設されたものであり,最初の学士の学位授与の申請者が出るのは,4年後の平成16年3月となる予定である。

以上の6校の大学校は、機構の創設以前から既に設置されていたものであるが、国立看護大学校は省庁再編の行われた平成13年1月6日付けで厚生労働省所管の大学校として新設(学生受入れは平成13年4月から)されたものである。このため、機構による課程認定の審査手続きは、設置準備段階での事前手続きとして開始された。国立看護大学校から最初の学士の学位授与の申請者が出るのは、4年後の平成17年3月となる予定である。

なお、学士の学位に付記する専攻分野の名称(平成3年7月以降、学位規則第10条により、大学及び機構が学位を授与するに当たっては適切な専攻分野の名称を付記するものとされている。)は、防衛大学校本科の人文・社会科学専攻が「人文科学」又は「社会科学」、同理工学専攻が「理学」又は「工学」、防衛医科大学校医学教育部医学科が「医学」、水産大学校本科が「水産学」、海上保安大学校本科が「海上保安」、気象大学校大学部が「理学」、職業能力開発総合大学校長期課程が「工学」、国立看護大学校看護学部看護学科が「看護学」である。

表4-1 大学の学部に相当する教育を行う課程

名 称		認定課	程名	修業 年限	入学 定員	学位(専攻分野)	認定時期
防衛大学校	本科	人文・社会 科学専攻	人間文化学科	4年	100人	学士(人文科学)	平成13年3月12日
		科子等改	公共政策学科 国際関係学科			学士 (社会科学)	平成3年12月18日
		理工学専攻	応用物理学科 応 用 化 学 科 地球海洋学科	4年	430人	学士 (理学)	平成3年12月18日
			電気電子工学科 通信 エ 学 科 情報 エ 学 科 機能材料工学科 機械システム工学科 航空宇宙工学科 建設環境工学科			学士(工学)	
防衛医科大学校	医学教	放育部医学科		6年	80人	学士 (医学)	平成3年8月30日

独立行政法人 水産大学校	本科		水産 情 報経営学科	4年	20人	学士 (水産学)	平成3年12月18日
小座八子仪			海洋生産管理学科		45人		
			海洋機械工学科		45人		
			食品化学科		45人		
			生物生産学科		30人		
海上保安大学校	本科		第一群(航海) 第二群(機関) 第三群(通信工学)	4年	50人	学士(海上保安)	平成3年12月18日
気象大学校	大学部	FB		4年	15人	学士 (理学)	平成3年12月18日
職業能力開発 総合大学校	長期課程	機械系	産業機械工学科	4年	20人	学士 (工学)	平成3年12月18日
松百八子仪		17效 17效 ポ	生産機械工学科		30人		
		電気・電子系	電気工学科		30人		
		电风、电丁尔	電子工学科		40人		
		情 報 系	情報工学科		40人		
		建築・デザイン系	建築工学科		20人		
		/ y /1 V ボ	造形工学科		20人		
		福祉・ メカトロニクス系	福祉工学科		20人		
国立看護大学校	看護生	学部看護学科		4年	100人	学士 (看護学)	平成13年3月26日

次に、大学院の修士課程に相当する教育を行う課程として、機構が認定している大学校の課程は、防衛大学校の理工学研究科前期課程と総合安全保障研究科、職業能力開発総合大学校の研究課程、独立行政法人水産大学校の水産学研究科の3校の4課程で、いずれも修業年限2年の課程である。

このうち、機構創設の平成3年度に認定されたのは、防衛大学校理工学研究科の7専門(平成8年度に7専門を現行の7専攻に改組、さらに平成13年度から後述の後期課程の新設に合わせて名称に前期課程を付加。)、職業能力開発総合大学校(認定時の職業訓練大学校から現状への経緯については、学部相当の課程のところで述べたとおりである。)の研究課程である。

その後,平成6年度に水産大学校の水産学研究科が,平成8年度に防衛大学校の総合安全保障研究科が追加された。

なお、修士の学位に付記する専攻分野の名称は、防衛大学校理工学研究科前期課程が「理学」 又は「工学」、同総合安全保障研究科が「社会科学」、職業能力開発総合大学校研究課程が「工 学」、水産大学校水産学研究科が「水産学」である。

表4-2 大学院の修士課程に相当する教育を行う課程

名 称	認定	課 程 名	修業 年限	入学 定員	学位 (専攻分野)	認定時期
防衛大学校	理工学研究科 前期課程	電 子 工 学 専 攻 機 械 工 学 専 攻 航空宇宙工学専攻 物 質 工 学 専 攻	2年	90人	修士(工学)	平成3年12月18日
		情報数理專攻境界科学專攻地球環境科学專攻			修士 (理学)	
	総合安全保障研究	究科総合安全保障専攻	2年	20人	修士(社会科学)	平成9年3月11日
職業能力開発 総合大学校	研究課程	機 械 専 攻 電気・情報専攻 建築・造形専攻	2年	30人	修士(工学)	平成 3 年12月18日
独立行政法人 水産大学校	水産学研究科	水産技術管理学専攻 水産資源管理利用学専攻	2年	10人	修士 (水産学)	平成6年6月23日

大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として,機構が認定している大学校の課程は,防衛医科大学校の医学教育部医学研究科,防衛大学校の理工学研究科後期課程の2校の2課程で,修業年限は前者が4年,後者が3年である。

このうち、機構創設の平成3年度に認定されたのは、防衛医科大学校の医学教育部医学研究 科であるが、同課程は、大学校の課程の中では機構から最初に認定された課程である。また、 防衛大学校の理工学研究科後期課程は平成12年度に認定(学生の受入れは平成13年度から)さ れたもであり、最初の博士の学位授与の申請者が出るのは3年後の平成16年3月となる予定で ある。

なお、博士の学位に付記する専攻分野の名称は、防衛医科大学校医学教育部医学研究科が 「医学」、防衛大学校理工学研究科後期課程が「理学」又は「工学」である。

表4-3 大学院の博士課程に相当する教育を行う課程

名 称	認定	課程名	修業 年限	入学 定員	学位 (専攻分野)	認定時期
防衛医科大学校	医学教育部医学	学研究科	4年	30人	平成3年8月30日	
防衛大学校	理工学研究科 後期課程	電子情報工学系専攻 装備・基盤工学系専攻	3年	20人	博士 (工学)	平成13年3月12日
		物質・基礎科学系専攻			博士 (理学)	

(3) 学位の授与者数

以上の各大学校の認定課程修了者に係る学位の授与者数は、表5に示すとおり、平成13年度4月期までに学士8.887名、修士974名、博士152名で、合計10.013名となっている。ちなみに、

短期大学・高等専門学校卒業者等に対する学位(学士のみ)の授与者数は、同じく平成13年度 4月期までで合計8,487名で、毎年の申請者も着実に増加してきており、両者の学位の授与者数 は、ほぼ拮抗するようになってきている。

表 5 省庁大学校修了者に対する学位授与者数

区分	認定課程名	平3年度	平 4 年度	平 5 年度	平 6 年度	平 7 年度	平8年度	平 9 年度	平10 年度	平11 年度	平12 年度	平13 年度	計
学士	防衛大学校本科	358	388	343	361	393	415	417	431	389	357		3, 852
	防衛医科大学校医 学教育部医学科	68	70	64	64	61	61	66	67	68	53		642
	独立行政法人水産 大学校本科	154 154	185 185	161 161	187 187	175 175	152 152	169 169	180 180	158 158	160 160		1, 681 1, 681
	海上保安大学校本科	39	45	41	40	37	40	45	42	42	39		410
	気象大学校大学部	11	14	16	15	12	14	13	14	13	17		139
	職業能力開発総合 大学校長期課程	209	171	221	221	256	263	217	208	207	190		2, 163
	合 計	839	873	846	888	934	945	927	942	877	816		8, 887
修士	防衛大学校理工学 研究科	_	65	62	66	70	75	61	65	65	64	65	658
	防衛大学校総合安 全保障研究科	_	_	_	_	_	_	_	_	21	19	17	57
	職業能力開発総合 大学校研究課程	_	16	13	20	20	25	28	17	21	21	21	202
	独立行政法人水産 大学校水産学研究科	_	_	_	_	_	8	10	8	13	7	11	57
	合 計	-	81	75	86	90	108	99	90	120	111	114	974
博士	防衛医科大学校医 学教育部医学研究科	10	13	13	14	14	15	16	17	20	20		152

[備考] 学士:申請及び授与ともおおよそ各年度の3月。

修士:申請は前年度の3月、授与はおおよそ各年度の9月。

博士:申請は各年度の9月、授与はおおよそ各年度の1月から2月。

5 おわりに

上述のとおり、現在、機構は7校の省庁大学校の該当課程(海上保安大学校、気象大学校及び国立看護大学校の3校に対して学士の課程、職業能力開発総合大学校及び独立行政法人水産大学校の2校に対して学士と修士の課程、防衛大学校に対して学士と修士と博士の課程、防衛医科大学校に対して学士と博士の課程)を認定しており、それらの課程の修了者からの申請を

受けて、学位審査会で審査(修士及び博士については、論文の審査と試験(口頭試問)が実施 される。)の上、合格者に対して該当の学位を授与している。

この省庁大学校の修了者に対する学位の授与は、短期大学・高等専門学校の卒業者等に対する学位の授与とともに、今後とも、機構の学位授与事業にとって二本の柱となるものである。

〈参考文献〉

市川昭午編『大学校の研究』玉川大学出版部,1993年。

館 昭 「近年の学位制度改革に関する一考察」『学位研究』第3号,1995年。

[ABSTRACT]

The Clauses of Law Concerned with Educational Institutions
Named "Daigakko" in Japanese and Degree-Awarding
by NIAD to each Daigakko

MUGURUMA Masaaki*

In the Japanese school system, higher education institutions consist of universities mainly by the School Education Law. But, other than universities, there are some educational institutions established by a specific law and operated under the jurisdiction of ministries other than the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT), whose academic level are equivalent to universities.

Meanwhile, after the estabulishment in 1991, NIAD has been awarding academic degrees under two different schemes. One is the scheme for degrees based on credit-accumulation, and another is the scheme for degrees based on successful completion of a NIAD-approved program, which provided by abovementioned institutions.

This article extracts the clauses of law concerned with all educational institutions named "Daigakko" in Japanese, established by a specific law and operated under the jurisdiction of ministries other than MEXT. And also, summarizes an outline of these institutions, which provide a NIAD-approved program.

^{*}Professor, Faculty of Assessment and Research for Degrees, National Institution for Academic Degrees